

JR木次線列車時刻表の訂正について

2月広報に併せて配布したこの時刻表について、一部誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。
【訂正箇所】
 (時刻表中段) 下り(落合方面) 宍道での接続 - 松江・米子方面 誤) 19:52 松江発 正) 19:25 松江発

企業の人事・労務担当者お役立ち情報

厚生労働省の無料メールマガジンに登録しませんか

内 容 雇用情勢や法律改正、労務管理情報など
 対 象 者 企業経営者、人事・労務担当者
 登録方法 登録アドレス(<http://merumaga.mhlw.go.jp>) にアクセスしてください。
【お問い合わせ先】 島根県労働局 総務部企画室
 電話：0852-20-7007

口座振替のお知らせ
 税金・使用料など公共料金の3月分の口座振替は3月31日(木)です。今回の振替は次の十二項目です。

- 国民健康保険税 (第12期)
- 後期高齢者医療保険料
- 簡易水道使用料
- 下水道使用料
- 情報通信使用料
- 保育所保育料
- 幼稚園保育料
- 幼稚園預かり保育料
- 町営住宅使用料
- 住宅駐車場使用料
- 老人ホーム入所費用等徴収金
- 訪問看護使用料

*納税通知書等で金額をご確認いただき今一度通帳残高をお確かめいただきますようお願いいたします。

下水道使用料金
 (公共・農集・合併)について
 使用人数の変更(転入・転出・出生・死亡)があった場合は、速やかに役場水道課へ届出を提出して下さい。使用人数によって使用料金が変わります。

国保コーナー こんなときは14日以内に届出を!

入学・卒業・就職の季節です。次のような場合には、健康福祉課の窓口へ届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、離職票または資格喪失証明書
	健康保険等の被扶養者からはずれたとき	印鑑、扶養除外証明書
	他の市町村から転入してきたとき	印鑑
	子供が生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	
国保を脱退するとき	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
	職場の健康保険等に加入したとき	印鑑、国保と健保の両方の保険証
	健康保険等の被扶養者になったとき	
	他の市町村に転出するとき	印鑑、国保の保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書
外国籍の人が脱退するとき	国保の保険証、外国人登録証明書	
その他の届出	退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、国保の保険証、年金証書
	町内で住所が変わったとき	印鑑、国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯合併・世帯分離したとき	印鑑、身分を証明するもの
国保の保険証を紛失したり、使えなくなったとき		

退職者医療制度については、広報2月号に掲載していますので参考にご覧ください。

【お問い合わせ先】 役場 健康福祉課 医療保険係 有線：31-5123 / 電話：54-2781

新着図書案内

今月のピックアップ

「年金1年生」 菅野美和子著
 年金は早くもらうと損をする？定年後も働くともらえる年金は下がる？定年を1年後にひかえたサラリーマン夫婦の物語を通して、年金の仕組みを紹介。
 (TRCマークより記載)

仁多カルプラ図書室

苦役列車 西村賢太
 漂砂のうたう 木内昇
 いちばんよくわかるかんたんかわいい通園通学グッズ 日本ヴォーグ社
 川本裕子親子読書のすすめ 川本裕子
 パムとケロのもりのこや 島田ゆか
 こびと観察入門 なばたとしたか
 おいしいおとなあに さいとうしのぶ

4月の休館日
 月曜日、祝日、28日

横田コミセン図書室

きことわ 朝吹真理子
 月と蟹 道尾秀介
 いちばんよくわかるストレッチの教科書 山本利春
 脳卒中 内山信一郎
 チャレンジミッケ ウォルター・ウィック
 はらぺこことさま つきおかゆめこ
 パムとケロのもりのこや 島田ゆか

4月の休館日
 日曜日、月曜日、祝日、30日

全国健康保険協会島根支部からのお知らせ

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」は、中小企業で働く従業員の方やそのご家族の皆様が加入される健康保険です

平成23年3月分から健康保険料率が変わります (任意継続被保険者の方は4月分から)

健康保険料率(島根支部)	現行 9.35%	⇒	平成23年3月分~ 9.51%
健康保険料率は、地域の医療費に応じて都道府県ごとに設定されています			
介護保険料率(全国一律)	現行 1.50%	⇒	平成23年3月分~ 1.51%
40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります			

協会けんぽの財政は、景気の低迷による保険料収入の減少と医療費や高齢者医療への支援金等の支出の増加により、依然として厳しい状況が続いているため、健康保険料率を引き上げざるを得なくなりました。
 加入者の皆様の医療を支えるため、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ 電話：0852-59-5140